第14期第31回

札幌市農業委員会総会議事録

日　時：令和8年2月5日（木）　午後2時

場　所：札幌市役所本庁舎18階　第2常任委員会会議室

第14期第31回 札幌市農業委員会総会
出席者名簿

議　席	氏　名	出　欠
1	生 野　隆 雄	出　席
2	山 本　和 夫	出　席
3	藤 井　徹	出　席
4	大 西　智 樹	欠　席
6	上 山　雅 彦	出　席
7	千 葉　悦 子	出　席
8	氏 家　正 喜	出　席
9	平 佐　雅 勝	出　席
10	橋 場　和 実	出　席
11	吉 田　長 幸	出　席

事務局	事務局長　高本　俊	
	次　長　村上　史明	
	振興係長　後藤　園恵	
	農地係長　宮崎　伸一	

総会に係る付議議案等

区　分	議　　題	備　考
議案第1号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第2号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第6号	現況証明について（事務局長専決）	
報告第7号	地目変更登記に係る登記官からの照会について（事務局長専決）	
報告第8号	農地法違反の転用事案報告について	

第14期第31回農業委員会総会　議事録

令和8年2月5日（木）

発言者	議　事　内　容
議　長	これより第14期札幌市農業委員会第31回総会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、大西委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者9名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。 続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号6番の上山委員と議席番号7番の千葉委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日は、議案1件、報告8件となっております。 それでは、これより議事に入ります。 なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。 はじめに、議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 1ページの申請番号60-606番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はミニトマト等を生産する農地所有適格法人でございます。 貸借期間は3年間でございます。 11月18日に事務局職員が現地を確認しております。 説明は以上でございます。
議　長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	（異議なし）
議　長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。 以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。 続いて報告事項に移ります。報告第1号から第8号について事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 2ページの報告第1号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は2社の農地所有適格法人及び2社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。 農地所有適格法人につきましては、資料1－1及び1－2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。 次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料2－1及び2－2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。 次に、3ページから4ページの報告第2号「農用地利用集積等促進計画

発言者	議　　事　　内　　容
振興係長	の認可・公告」について、11 月 25 日の第 29 回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。 次に、5ページの報告第3号「農地法第 18 条第6項の規定による通知」について、番号 30-302 番につきましては、借主が農業から撤退するため合意解約した旨の通知があったものです。
農地係長	続きまして、6ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、東区で1件、豊平区で1件の届出がありました。 これらの届出は、市街化区域内の農地を、倉庫付き事務所及び駐車場に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。 次に、7ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、白石区で1件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、白石区で1件の届出がありました。 これらの届出は、市街化区域内の農地を、駐車場及び作業所兼事務所に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。 次に、8ページから 11 ページまでの報告第6号「現況証明」について、中央区で1件、北区で5件、東区で8件、白石区で4件、厚別区で2件、豊平区で2件、南区で3件、西区で9件、手稲区で2件、合計36件の申請がありました。 当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。 次に、12 ページの報告第7号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、北区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものでございます。 最後に、13 ページの報告第8号「農地法違反転用事案の報告」について、場所でございますが、資料3をご覧ください。 本件につきましては、平成3年に土地所有者が農地法の転用許可を受けた農業用倉庫1棟及びその後無許可で増築した倉庫2棟とプレハブ3棟を法人2社に賃貸し、工場及び事務所として使用しておりました。 これについて、土地所有者及び賃借人に対し事情聴取並びに口頭による是正指導を行い、北海道知事に報告したものであります。 今後は、北海道と連携しながら、是正に向けて対応します。 報告は以上でございます。
議　　長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
藤井委員	はい。
議　　長	どうぞ。
藤井委員	報告第1号農地所有適格法人報告書の資料1－2の法人について、先日行われた地域計画に係る協議の場で、この法人の役員から、営農型太陽光発電に係る事業を中止するという話を聞いたのですが、事務局では

発言者	議　　事　　内　　容
藤井委員	状況を把握されていますか。
農地係長	現在、農地転用の許可権者であります北海道で手続き中ですが、当該法人からは、取り下げを含めて計画の見直しを検討していると伺っております。
藤井委員	分かりました。事務局でも正確な状況の把握に努めてください。
議　　長	その他、ご質問はございませんか。
	（質問なし）
議　　長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 　これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 　次回の総会開催でございますが、令和8年2月２４日、火曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 　よろしければ、第 32 回総会は令和8年2月２４日、火曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間　午後2時００分　　終了時間　午後2時15分